

介護老人保健施設 山盛苑 短期入所基本利用料金表 (R4.12.1)

I-1 短期入所（多床室）の際に係る基本的料金です（必須）（概算）

【多床室】	算定項目	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
①施設サービス費 (1割負担額)	多床室	827円	876円	939円	991円	1,045円
②施設サービス費 既定加算(1割負担額)	夜勤職員配置加算	人員基準（入所100名以下で4名）+1名以上の介護職員、看護職員を夜間に配置している 24円/日				
	サービス提供体制強化 加算Ⅰ・Ⅱ	施設の介護職員のうち介護福祉士の割合が6割以上配置されている (Ⅰ)22円/日で試算 ・ (Ⅱ)18円/日				
③食費 負担限度額	第1段階	300円				
	第2段階	600円				
	第3段階-①	1000円				
	第3段階-②	1300円				
	第4段階	1,550円（朝食440円・昼食590円・夕食520円）				
④居住費 (多床室) 負担限度額	第1段階	0円				
	第2段階	370円				
	第3段階-①	370円				
	第3段階-②	370円				
	第4段階	377円				
利用者負担日額合計 (①+②+③+④) ※1日当たり ※各種加算は含みません	第1段階	1,173円	1,222円	1,285円	1,337円	1,391円
	第2段階	1,843円	1,892円	1,955円	2,007円	2,061円
	第3段階-①	2,243円	2,292円	2,355円	2,407円	2,461円
	第3段階-②	2,543円	2,592円	2,655円	2,707円	2,761円
	第4段階(1割負担)	2,800円	2,849円	2,912円	2,964円	3,018円
	第4段階(2割負担)	3,673円	3,771円	3,897円	4,001円	4,109円
	第4段階(3割負担)	4,546円	4,693円	4,882円	5,038円	5,200円

I-2 短期入所（従来型個室）の際に係る基本的料金です（必須）（概算）

【従来型個室】	算定項目	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
①施設サービス費 (1割負担額)	従来型個室	752円	799円	861円	914円	966円
②施設サービス費 既定加算(1割負担額)	夜勤職員配置加算	人員基準（入所100名以下で4名）+1名以上の介護職員、看護職員を夜間に配置している 24円/日				
	サービス提供体制強化 加算Ⅰ・Ⅱ	施設の介護職員のうち介護福祉士の割合が6割以上配置されている (Ⅰ)22円/日で試算 ・ (Ⅱ)18円/日				
③食費 負担限度額	第1段階	300円				
	第2段階	600円				
	第3段階-①	1000円				
	第3段階-②	1300円				
	第4段階	1,550円（朝食440円・昼食590円・夕食520円）				
④居住費 (従来型個室) 負担限度額	第1段階	490円				
	第2段階	490円				
	第3段階-①	1310円				
	第3段階-②	1310円				
	第4段階	1668円				
利用者負担日額合計 (①+②+③+④) ※1日当たり ※各種加算は含みません	第1段階	1,588円	1,635円	1,697円	1,750円	1,802円
	第2段階	1,888円	1,935円	1,997円	2,050円	2,102円
	第3段階-①	3,108円	3,155円	3,217円	3,270円	3,322円
	第3段階-②	3,408円	3,455円	3,517円	3,570円	3,622円
	第4段階(1割負担)	4,016円	4,063円	4,125円	4,178円	4,230円
	第4段階(2割負担)	4,814円	4,908円	5,032円	5,138円	5,242円
	第4段階(3割負担)	5,612円	5,753円	5,939円	6,098円	6,254円

II 基本的料金に加算される料金です（必須）

加算項目	内容
介護職員処遇改善加算（I）	1月あたりの単位数に3.9%を乗じた単位数が加算されます。
介護職員等特定処遇改善加算（I）	1月あたりの単位数に2.1%を乗じた単位数が加算されます。
介護職員等ベースアップ等支援加算（新規）	1月あたりの単位数に0.8%を乗じた単位数が加算されます。

III 必要とされる方、もしくは療養上必要と認められる方の加算料金です

加算項目	金額	加算の適用範囲	内容等
送迎加算	184 円/片道	入退所時に苑で送迎を行った場合に加算される額	利用者の状態や家族の事情から見て送迎が必要となった場合
個別リハビリテーション加算	240 円/日	開始から 3 月以内に加算される	医師または医師から指示を受けた療士が入所から 3 月以内の期間に集中的に訓練した場合
若年性認知症受入加算	120 円/日		受け入れた若年性認知症患者毎に個別に担当者を定め、対象者に対して、特性やニーズに応じた介護サービスを提供した場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I）	34 円/日	対象月に毎日加算される	在宅復帰支援評価指標の点数が 40 点以上となる場合に自動的に算定される
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（II）	46 円/日	対象月に毎日加算される	在宅復帰支援評価指標の点数が 70 点以上となる場合に自動的に算定される
重度療養管理加算	120 円/日	提供されている間、1 日あたり加算される額	要介護 4 又は 5 であって厚生労働大臣が定める状態の利用者に医学的管理のもと短期入所サービスを提供した場合
緊急時治療管理	518 円/日	1 月に 3 回を限度として加算される	救急救命医療の必要時に於いて緊急的な治療管理を提供した場合
緊急短期入所受入加算	90 円/日	利用者家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には 14 日を限度として算定	居宅サービス計画に計画されていない緊急的な受け入れであること。担当ケアマネジャーが緊急の必要性及び利用を認めていることを原則として受け入れた日から起算して 7 日以内を限度として算定することができますが、やむを得ない事情により、受け入れた日から起算して 7 日以内に適切な介護の方策が立てられない場合は、14 日を限度として算定

IV 希望される方に係るその他の利用料です

利用料項目	金額等	利用料項目	金額等
入歯洗浄（洗浄剤）	12 円/回	通帳管理料	550 円/月
インフルエンザ 予防接種料金	実費	診断書発行	3,300 円/通
肺炎球菌ワクチン接種料金	実費	利用料領収書再発行	220 円/通(1 ヶ月分)
持込 TV 電気料	1,100 円/月	利用料支払証明書	1,100 円/通(1 年分)
持込電気毛布電気料	55 円/月	入所証明書	1,100 円/通
その他持込家電電気料	ワット数により徴収	その他文書発行料	1,100 円/通

V 外部業者へ委託している料金です

利用料項目	金額等
フェイスタオル、靴下、ハンカチ	90 円
シャツ、ズボン下、パンツ	180 円
バスタオル	210 円
上着、ズボン、エプロン	270 円
タオルケット	480 円
クッション	650 円
ズック	800 円
理美容料金(出張)	別紙料金表(下記参照)

ご不明な点等ございましたら、
下記までお気軽にご相談ください

社会福祉法人 賛成福祉会
介護老人保健施設 山盛苑
 〒010-1106
 秋田市太平山谷字中山谷 227 番地 2
 電話 018-838-3700(平日 9 時～17 時)